質問番号	ご質問の内容（要約）	回答	備考
①一体化による効果・変わる点	企業団構成や企業団議会とその組織は、どのようなものになるのか。	企業団は、地方自治法で定められた一部事務組合（特別地方公共団体）で、県域水道一体化後、奈良県及び県内26市町村並びに奈良県広域水質検査センター組合を構成団体として、用水供給事業、水道事業及び水質検査業務を統合して事業を行う経営主体となるものです。 また、企業団には、企業長及び副企業長のほか、全構成団体の長で協議する場としての運営協議会の設置や企業団の意思決定機関として企業団議会が設置されます。生駒市としては、市長が執行機関の中心メンバーとしての役割を担う方向で調整しており、市議会議員も企業団議会への参加が予定されています。	
	水道料金の決定は企業団議会が行うものか。企業団議会における議員の構成人数はどのようになるのか。	企業団の経営上の企画立案及び方針決定は、企業長を管理者とする執行機関が行います。水道料金の改定、予算決算等、企業団の経営上の重要事項は正副企業長会議から全構成団体の長で構成する運営協議会への諮問、了承を経て、執行機関が決定することとなります。 企業団議会は、意思決定機関として、これらの重要議案を審議し議決する役割となり、執行機関と議会は相互連携を行うことになります。企業団議会の構成人数は現時点では確定していませんが、多くの住民の意見を反映する観点や地域事情の異なる団体の意見を反映する観点などを考慮し決定される予定で、生駒市から議員が企業団議会に参加することは確実となっています。	
	企業団の運営等に市民の意見は反映されるのか。	すべての構成団体の議会から選出される議員によって構成される企業団議会を通して反映されることとなります。また、生駒市としては、市長が執行機関の中心メンバーとしての役割を担う方向で調整しており、市にご意見をいただければ企業団に伝えていくことができます。	
	一体化に係るデメリットはないと考えているのか。	全体として課題はありますが大きなデメリットはなく、メリットのほうが大きいと考えています。一体化により、将来的には生駒の地下水源の割合が減少するものの、協議により結果的には真弓浄水場を存続させることができましたのでデメリットは最小限となっています。 企業団は、奈良県及び関係市町村で構成する団体となり、現在と比べて大きな組織体制となります。異なる自治体からひとつの組織となることから、人員、事務の進め方、工事発注方法など細かい調整が必要となりますが　意思決定の迅速性や地域ごとの課題への対応等について、全構成団体の意見が適切に反映できるよう意思決定プロセスの仕組みを組み入れていくことが、奈良県広域水道企業団基本計画（案）において明記されています。 なお、住民の意見をどのように反映していくことができるかについては重要事項となることから、企業団に移行するにあたっては、各地域の意見が届くよう、また企業団の運営に関する重要事項について協議を行うための機関として、市町村長で構成される運営協議会の設置や企業団の意思決定機関として企業団議会が設置されることとなります。	,
	一体化後の水道料金はどうなるのか。	統合時の供給単価は、統合により219円から181円に下がり、30年後は単独経営時では346円となるものが統合により253円に抑制されるという効果を確認しています。	
	一体化の参加を、財政面のみで判断しているのでは。	一体化参加の判断は、決して財政面のみで判断しているものではなく、水道料金の上昇抑制効果、管路更新・老朽化対策の向上など、低廉で安全安心な水道水の供給や災害時にも対応できる施設の強靭化、持続可能な水道事業経営等、多方面から検証し総合的に判断しているものです。	

質問番号	ご質問の内容（要約）	回答	備考
②経営に関すること （単独経営との比較、料金関係）	10年間の交付金（補助金）の延長はあるのか。終了すれば料金値上げとなるのではないか。10年後の財政計画は財源を含め、どのようになっているのか	国および県からの財政支援は、広域化に関する事業（広域化事業）と市町村の配水管等の更新に要する費用（運営基盤強化等事業）に対して、それぞれ国が1/3、県も1/3の財政支援がなされます。補助の期間は、一体化後10年間、最長令和16年度までとなっており、現時点ではこの期間の延長はないものと考えます。また、料金改定は資金の状況と見直し後の複数年（5年）の経営状況等を勘案して検討されるものであり、交付金（補助金）が終了するから料金値上げするという性質のものではありません。料金の改定の目安（試算）は説明会の資料P18の表（統合後の供給単価）をご覧ください。 企業団の財政計画については、現時点では統合後の30年間について収支計画を立てています。事業規模は30年間で3,804億円となり、1年あたりの投資規模は約127億円となります。主な財源としては料金収入となりますがその他、県を含め各市町村が資産として持ち寄る引継資金、内部留保資金、国・県からの補助金、企業債などでこれを運営することとなっています。	
	令和7年統合時の料金で約38円/㎥、令和36年で93円/㎥の効果があるとする根拠は。 （説明会資料p18、令和元年から令和7年に供給単価が急増するのはなぜか。）	効果額は、一体化することにより施設の統合や業務の効率化、国や県からの財政支援などの効果によって生じるもので、将来の人口推計に基づく給水収益や施設の更新コストなどのデータをもとに試算した結果を本市でも確認したものです。 ちなみに令和7年の統合時点での生駒市の水道料金については、単独経営の場合において、その時点での供給単価の試算結果は219円／㎥となり、これに対して統合による供給単価の試算結果が181円/㎥となりますので、その差額として38円の効果額が生じることとなります。同様に令和36年時点では単独経営時と統合時の供給単価の差額が93円/㎥となるものです。 また、令和元年から令和7年への生駒市が単独経営を続けた場合における供給単価の変化は、令和元年は決算値を示していますが、料金改定の標準的な考えに基づき、令和7年時点で必要となる料金水準を試算した結果によるものです。	
	統合するだけで、直後から供給単価や給水原価が下がるのはなぜか。 また、企業債の借り入れに対する考え方は単独時も統合時も同じなのか	県域水道一体化は、県の用水供給事業を含む統合であることから、いままで各市町村水道事業が支払っていた受水費に含まれる資産維持費が、統合によって発生しなくなり、給水原価の計算における費用を減少させることが統合時点で給水原価が下がる要因です。 一方、供給単価では単年度ごとに試算される給水原価ではなく、資産維持費等を含む5年間の総括原価を平準化して算出するもので、当初の5年間で実現される費用削減や交付金・補助金の収益化の影響により、統合初年度からの供給単価の低減となるものです。 また、企業債については、統合時と単独経営時を同条件で比較するため、シミュレーション上の借り入れ条件は同じに設定しています。	
	水利権も含め、県の施設であるダムの管理費などの費用は県と企業団、どちらが負担していくのか。	県営水道が現在負担している水源に関する諸費用については、一体化後も企業団として負担していくものとなります。なお、県営水道の水源である大滝ダムや室生ダム等は奈良県の施設ではなく、国や独立行政法人水資源機構などが所有し管理している施設となります。	
	生駒市の管路更新（施設整備）需要や財政状況について示してほしい。	説明会資料のP.8（③管路における更新需要の状況）、P.9（⑤本市水道事業財政の見通し）をご覧ください。	
	一体化に伴って、生駒市が保有している資金は企業団へ移管するのか。	一体化に伴い、各市町村の水道事業に伴い生み出された資産（資産、資本、負債）は全て企業団に引き継ぐことなります。各市町村ごとに、保有する資産には差がありますが、この引継ぎ資産のうち、資金についてはその額の大きな団体域に優先投資が行えるよう引継ぎ資金の配分をルール化することが奈良県広域水道企業団基本計画（案）に明記されています。 なお、資金は移管されますが、生駒市は他市と比べても老朽管路が多くありその更新に要するコストは移管される資金よりはるかに大きく、統合したほうが有利であるといえます。	
	給水原価・供給単価の試算グラフで、単独と統合との供給単価と給水単価が乖離しているのはなぜか。また30年後の試算は人口減少を考慮しているのか。	単独経営と統合による給水原価と供給単価の差については、単独経営では今後需要が急増化する水道施設の更新等の費用に対応するため、必要となる財源を基本的な算定の考えにもとづき算出しています。一体化における統合においても同じ考えではありますが、施設の集約などによる最適化等により、将来的な財政負担が減ることもあり、単独経営に比べてその差額が小さくなっています。 なお、試算条件では人口減少による給水収益の減少を見込んで試算したものです。	
	令和11年までの単独経営時においての給水原価予測の根拠は。統合効果を厳しく見るなど他の考え方によるシミュレーションはないのか。	単独経営を続ける場合の1㎥当たりの給水原価は、その年度における事業費用（水道水を作るのに要した費用）を有収水量で除算したものとなります。統合後のシミュレーションとしては日本水道協会が示す標準的な考え方に基づき、適正な条件を設定し試算しています。	
	県営水道の受水内容（県水100%、自己水グループ、五條・吉野グループ）で事業体をグループ化して比較しているか。	県域水道一体化は、県水を受水している県域水道エリアと五條・吉野エリアの水道事業体を統合することを前提とした検討を行っており、受水状況ごとのグループによる統合等は検討していません。	

質問番号	ご質問の内容（要約）	回答	備考
③事業計画について	国からの10年間の交付金（補助金）は老朽施設の更新に使えるのか。	国からの交付金は、広域化に関する事業（広域化事業）と同額の市町村の配水管等の更新に要する費用（運営基盤強化等事業）に対して、それぞれ1/3の交付金が一体化後10年間に支給されます。後者の運営基盤強化等事業は市町村の水道施設、特に管路の老朽化対策等が対象事業となります。また、県からも国と同額の補助金が交付されます。	
	管路更新について、単独経営と一体化した場合のコストは違うのか。	管路更新の費用については、一体化に伴い工事費用などの費用も事務コスト（設計・積算の共通化等）の低減を図っていく予定となっています。また、業務を円滑かつ効率的に執行できるよう、従来の発注方式に加え、広域的な送水管や大口径管等の更新におけるデザインビルド（DB）方式による発注や複数年度工事による発注時期の平準化等の取組を進めることで、費用の削減を図っていくことが予定されています。	
	管路更新について、単独でも可能では。一体化しなければならない理由とは。	高度経済成長期に整備された水道管路が多い本市の特性から、本市の法定耐用年数経過管路率は一体化の構成団体中４番目に高い33.4%となっています。単独経営を続けても、一体化に参加するとしても、必要な管路更新は行う必要があります。本市が計画している管路更新率は年1%（※100年で全ての管路を更新するペース）を目指しています。このペースを維持していくためには、事業の財源となる水道料金収入や内部留保資金などを確保することが必要となりますが、水道料金は人口減少や節水機器などの普及により年々減少する見込みです。また内部留保資金も減少し、いずれマイナスとなる見込みであり、水道料金の値上げをしない限り、管路更新や施設の老朽化対策などを適切に実施していくことはできないものと考えています。 一体化により、国や県の補助金の活用が可能となり、県域における水道施設の最適化を行うことにより投資が抑制されることで水道料金の上昇を抑えることが可能となり、投資抑制によって生じた財源を老朽化した管路更新に充てることが可能となるなどのメリットがあることを確認しています。	
	東北や熊本の災害時では復興時に技術者が不足して、全国から応援を集めたと聞いているが、現実問題として更新率1%は可能な数字か・	計画的に事業を進めていけば、県内市町村の技術者が大きく不足している状況ではないため、1%の更新率の実現は可能との判断をしています。	
	一体化のメリットで、市町村域を越えた投資の最適化（説明会資料P15)とあるが、具体的に何を行うのか。また整備に当たっては市町村の整備計画を尊重することと整合が取れていないのでは。	市町村域を越えた投資の最適化とは、将来の水需要の見通しに応じた施設機能を確保できるように、県域全体で施設を最適化・効率化することです。具体的には、浄水・取水施設を現在の１４施設から7施設へ順次減少し、存続する施設に対しては更新整備、強靭化を行います。また、広域化に伴い必要となる市町村域を越えた連絡管やポンプ場等の施設を新設することなどがあります。なお、一体化後は、各市町村が独自に策定している整備計画を踏まえ策定する企業団の施設整備計画に基づき事業を実施していくこととなります。	奈良県広域水道企業団基本計画（案）P7を参照ください。
	管路更新ができるとする、具体的な方法（理由）とは何か。	一体化における管路更新事業は、水道料金であったり、各市町が持ち寄る資産（内部留保資金、引き継ぎ資産）および国県からの補助金や企業債等を財源として事業を実施していきます。また、広域化により施設の最適化・効率化により、投資が抑制されることから生みだされる財源も活用できることで、老朽化対策を進めていくものです。	
	生駒市の建設改良費は過去5年間で約40億円使っているということか。（説明会資料：P19）H29に対してR2で3倍の管路更新をしたように見えるが。建設改良費も変わっているのでは。	生駒市の建設改良費の推移は、平成２８年度から令和2年度の5か年で約３９億円余り（年平均は約7億９千万）となっています。年度による建設改良費としては、平成２９年度は約3億９千万、令和2年度は約7億４千万となっています。更新が必要な施設の多寡により、各年度の投資額は増減します。また、管路更新の実績は、平成２９年度が約0.34%であったのに対し令和３年度では約3倍の1.05%となっています。近年は管路更新率1%を目標として取り組みを進めています。	

質問番号	ご質問の内容（要約）	回答	備考
④リスク管理について	山崎浄水場を廃止して、災害時には大丈夫なのか。	山崎浄水場は、いまから20年以上は活用できます。（浄水場としての機能停止は令和30年度以降の予定） また、市内の2つの浄水場とも使用ができないような災害時の状況となっても、災害時の飲料水の確保として、様々な対策（緊急耐震貯水槽の整備等）と体制をとっています。	
	自己水源は減らさず対処できないのか。	一体化により、原則としては将来全量を県水化されるところ、交渉により真弓浄水場の存続が可能となり、将来にわたっての井戸水の活用が可能となりました。また山崎浄水場についても浄水機能が廃止されるまでは、今までどおり地下水と県営水道の水源を利用して水道水を供給することとなります。 なお、令和30年以降に予定されている山崎浄水場の浄水機能の廃止により、自己水の割合は現在の約34%から約半分の16%程度に減少しますが、自己水を一定量確保できたことは大きな成果であるといえます。	
	県水と井戸水（自己水）、一般的に災害時の復旧が早いのはどちらになるのか。	災害の程度や、内容（風水害・地震等）にもより、一概に単純な比較はできません。被害の程度や被災箇所により大きく復旧に要する時間は異なります。また、県水施設（基幹浄水場や主要管路等）が被災、影響を受けている場合に生駒市内の施設のみが問題なく稼働できているかどうかという視点もあります。	
	大滝ダムからの送水は距離が長く、災害時に支障があるのではないか。対策はどうか。	本市では、現在、県営御所浄水場（吉野川系）と県営桜井浄水場（宇陀川系）の2系統から県営水道による用水供給を受け、自己水（深井戸）と合わせて生駒市域に水道水を供給しています。一体化後も、水道水の水源地に変わりはなく、すべての水源を大滝ダムに依存することにはなりません。また、災害時のバックアップとして、基幹浄水場の強靭化や送水管路の計画的な管路更新（耐震化対応含む）も進められることとなります。	
	水源、浄水場を市のものではなく、企業団のものにすることは電力確保などの地産地消を目指す市の考えに矛盾していないか。	エネルギーの地産地消は、生駒市のエネルギー施策の一つとなっています。ご指摘のように水源を市内に持ち続けることは地産地消とも言えます。地産地消の要素を残しつつ、広域化による施設の最適化やダウンサイジングなど合理化・効率化とを組み合わせ、二つの視点を持ちながら、これからの人口減少時代に向けての公営企業インフラを持続していくことが重要と考えています。	
	災害時の緊急用水として山崎浄水場の中の施設が入っているが、廃止に伴い使用できなくなるのではないのか。	山崎浄水場は浄水場としての機能を将来廃止することとなっていますが、全ての施設が廃止されるわけではありません。山崎浄水場では、御所・桜井浄水場からの送水を受けるための浄水池は今後も必要となりますので、災害時等に確保するための非常時の給水拠点としての機能は確保できます。	
	真弓浄水場が将来廃止される可能性はゼロなのか。	奈良県広域水道企業団基本計画（案）で、存続する浄水場の7つのうちの一つとして真弓浄水場は明記されており、廃止されることはありません。	
	真弓浄水場だけになると、従来通りのおいしさを確保できるのか。	生駒市の水道水は、県営水道（吉野川、宇陀川）と自己水（深井戸）により、水道水を作っています。その割合は県水が約66％自己水は約34%です。おいしい水の基準として旧厚生省(現厚生労働省)「おいしい水研究会」が7つの要件を定めていますが生駒の水道水（県水＋自己水）は残留塩素と遊離炭酸を除く5つの要件を満たしているので、「おいいしい水」として、皆さんにご紹介しています。現在も約2/3の県水を用いて配水しており、「おいしい水」の評価をいただいていますので、井戸水でないから不味い水であるということではないものと考えています。	
	熟練職員の減少に対する対策は。人員の確保はどのように考えられているのか。	今後、熟練職員（ベテラン職員）の退職が進むことで、若手職員にいかに水道技術を継承していくかが大きな課題となっています。人材の育成については、研修の充実として、日本水道協会等が開催する外部研修へ技術職員を積極的に派遣するとともに、一体化後においては、職場内においても、職場研修を定期的に開催するなど、現場経験と研修により、市町村域を超えて知識、技術の継承に取り組むことが大切であると考えます。 企業団の職員は、当面各市町村からの職員の派遣という形になりますが、企業団においても新規職員を採用するなど、適切な人員確保に努めていくとされています。	

質問番号	ご質問の内容（要約）	回答	備考
⑤奈良市不参加の影響	①奈良市はなぜ不参加を決めたのか。	まず、今後、水道事業を進めていく上での「投資水準と料金バランス」の考え方が奈良市と本市を含む他市町村では大きく異なっていたことが挙げられます。企業団としては、老朽化対策を着実に進めるための投資規模を提唱していましたが、一体化後の事業運営に関し奈良市は、主として以下2点の項目を主張されていました。 一点目として、管路更新の加速化よりも、現在の水準を維持しつつ、料金を一層抑制することを重視されたため、投資水準で他の自治体と折り合えなかったこと。 二点目は、奈良市は上下水道事業を一体的に経営されていることから、一体化に際しては、上下水道事業を分離することが必要となり、今までの経営効果を失う恐れがあるため、上下水道の一体化経営を主張されていたこと。 これらを踏まえ、県および関係市町村と参加に向けた協議を続けてきたものの、最終的には奈良市にはメリットが出ないと判断されました。なお、奈良市は県営水道への依存度は約1割と低いことも単独経営を続けていく判断材料の要因となったのではないかと考えられます。	今までの、奈良市との協議内容や経緯は、市水道事業のHPでも資料をご確認いただけます。（第4回奈良県広域水道企業団設立準備協議会資料参照）
	②奈良市と連携することのほうが生駒市にとってメリットが出るのではないか。	まず、現在の奈良市における県水への依存度は約1割であり、すべてを自己水でまかなっている状況にはありません。したがって、奈良市が生駒市への送水を行える状況ではなく、また生駒市へ送水するための施設整備コストも膨大であることを考慮すると、、両市の連携は極めて困難です。また、奈良市との連携が可能となったとしても、国や県の財政援助は交付要件を満たさないため、これを受けることができず、結果、市民の皆さんが受ける料金抑制効果が生じるのか、また効果が出た場合でも非常に小さいものと考えます。 一体化の検討において、国や県の財政支援交付期間（10年間、令和16年まで）を最大限活用することを踏まえたスケジュールからも本市が単独経営を続け、奈良市との連携検討に費用と時間をかけることは、現在示されている企業団参加のメリットを失ってまで奈良市との連携で広域化による統合以上のメリットを見出すことは難しいと考えています。	
	③奈良市の不参加で真弓浄水場を存続する理由は、また存続に要する費用はどの程度必要となる見込みか。	当初の計画では浄水場施設の最適化計画の中で真弓浄水場は廃止される予定でした。将来不足する水量は奈良市の緑ヶ丘浄水場からバックアップ給水を受けるものとしていましたが、奈良市の不参加により真弓浄水場を存続させ、生駒市の自己水（井戸水）を活用することとなりました。存続に要する施設整備費用は、今後40数年間での概算となりますが、概ね約50～55億円程度になるものと想定しています。	
	④奈良市が抜けたほうがメリットがあるという結果がよくわからない。	奈良市の管路における老朽化の状況としては、管路経年化率35.2%、管路更新率は0.23%（R2実績）であり、管理する水道施設は長距離に及ぶ導水管などを含め更新費用が多額となっています。また基幹浄水場としての緑ヶ丘浄水場への投資規模も大きいことなどから、一体化の試算での奈良市の投資規模の占める割合は県下市町村の中で最も大きくなっており、結果として、奈良市不参加によって料金収入は減少するものの、奈良市域内の事業量が減ることで、企業団全体の管路更新についてはスピードが速まることとなったものです。	
	⑤奈良市が独自に調査した結果リスクがあるとのことで、不参加になった。県の資料は信頼できないのではないか。	奈良市は、投資水準、水道料金の試算につき、いくつかの独自条件で試算を行っています。県の試算条件と異なるものもありますが、奈良市独自の設定条件を考慮しても統合時の方が有利であることには変わりありません。また、試算には様々な考えがありますが、先行事例等を参考に試算している県試算は設定条件に基づく適正な算定がなされていることの確認は本市でも行っております。	
	⑥奈良市不参加により、真弓浄水場を残すのは生駒市から奈良市域へ水道の給水をしている箇所があるからではないのか。	生駒市から奈良市域に給水をしている箇所はありません。 奈良市の緑ヶ丘浄水場からバックアップ供給を受ける予定であった本市が、奈良市の不参加により、この計画を進めることができなくなったことから、生駒市域の安定供給のため真弓浄水場は存続することとなったものです。	

質問番号	ご質問の内容（要約）	回答	備考
⑥企業団への参加判断について	企業団の具体的な説明がほしい。企業団とは民営化につなげるものではないのか。	企業団とは、奈良県および各市町村が事業を共同して行っていく地方自治法に定める「一部事務組合」であり特別地方公共団体です。県および各市町村が責任をもって経営主体として運営に関与していく組織であり、民営化を意味するものではありません。 なお、今回の広域化がコンセッション事業への移行や民営化を行うものでないことは、「奈良県広域水道企業団基本計画（案）」において明記されています。	
	企業団への参加判断に、市民意見が出せる枠組みはあるのか。	本市では、一体化に関して、いままでから市民の皆さんからのご意見は、要望書や議会への陳情などでいただいておりますが、加えて、先般、一体化関係市町村の中で初めて開催いたしました市民説明会でいただいたご質問やご意見のほか、市議会における議論やご意見を踏まえ、一体化への参加判断をしてまいります。	
	企業団への参加の判断は、細かな内容が決定していないものもある。もっと時間をとって丁寧に考えていくことができないのか。	一体化の基本的な考えや対応時期などは、「奈良県広域水道企業団基本計画（案）」にかなり具体的に明記されていますが、これは首長同士の会議を2ヶ月で5回開催し、会議以外でのやりとりも重ねてしっかりと議論した結果となっています。現時点では料金体系や執行機関や企業団議会の構成人数など、詳細の事項が決定していないものもありますが、それらは事務的に担当職員が今後詳細を設置されている専門部会にて協議していくこととなります。 企業団の設立時期は令和6年度とされており、この時期までには詳細事項が決定していくこととなります。詳細事項が定まるまで、判断時期を延期すべきという考えは、統合による効果の減少にもつながるため、最大限の効果を発揮するため、スケジュールを見据えて団体間で協議を継続しています。	
	企業団結成後、10年から30年という期間の料金の話はあるが、その後の先の見通しがないのでは。	企業団の財政シミュレーションは統合後の30年を試算期間として示しています。例えば、50年先や100年先などの計画については、時間的なスパンが長すぎるため、現実的な想定をすることは難しいためです。計画には短期、中期、長期（例：10年以上）においてお示しすることが多いと思いますが、国が示している水道事業の広域化計画においても、30年を目安に財政計画等を立てることが標準的と考えられており、妥当な計画期間と考えています。	
	今後の必要な費用から一体化、あるいは広域化はあってもよいと感じるが、条件が違う市町村の一体化は無理がありすぎるのではないか。	水道の広域化は、人口減少時代や少子高齢化を抱える日本にとっては、全国的に同じ課題として捉えられており、各地においても様々な検討が進められています。広域化に向けたこのような状況を国・厚生労働省も積極的に後押しを進めています。 各市町村がいままで進めてきた水道事業の内容は異なっており、すべてを統一していくことには、多くの課題があることは事実です。しかしながら、奈良県下の市町村は今回、多くの問題点や課題があることは十分認識しつつ、統合に向けた検討協議に多くの時間を費やし、努力を重ねてきました。各団体とも住民目線に立ち、基本的な考えを共有しつつ協力体制を構築することで、水道事業の統合を目指しています。	
	法定協議会の設置議案が議会で可決されると、企業団へ参加することが決定したことになるのか。	そのように考えています。	

質問番号	ご質問の内容（要約）	回答	備考
⑦その他	水道の一体化の話が立ち上がって5年。市民への説明はもうすこし早い時期にならなかったのか。市民への今までの広報は不足しているのではないか。	生駒市は、一体化に関する情報提供として、関係団体との検討協議の経緯や会議内容等の関係資料等を令和3年2月「水道事業の統合に関する覚書」を締結した段階から過去の経緯を踏まえホームページで公開し,市民への情報提供に努めつつ、随時、市議会への報告と説明を重ねてまいりました。 また、広報紙「いこまち」（令和3年4月号）や市議会からも市議会報への内容掲載など、一体化の内容や効果などをお知らせしてまいりました。 また、令和4年9月市議会における請願書の採択も受け、10月の奈良市不参加表明により、計画内容に大きく変更が生じることとなったことから、県内ではじめて市民説明会を開催いたしました。 開催時期は、ある程度具体的内容が公表されてから行う必要があったことと同時に、その影響の評価等を関係団体と検証し、結果を取りまとめること、また、企業団への参加判断も年内に行う必要性があることを踏まえ、現在の状況や市民の皆様が不安に感じられていることを丁寧にご説明するため、この時期に開催したものです。また、併せて広報「いこまち」（令和4年12月号）において特集を組み広報したところです。 今後も、広報紙の活用やホームページ、SNSも利用しながら、正確な情報の発信に努めてまいります。	
	水道事業は自治体が責任をもつべきものであり、一体化によりそれを放棄することにならないのか。市の権利が奪われることについてどのように考えているのか。	企業団は県及び多くの市町村との連携により経営していくものであり、今後も各自治体が経営責任を有するものです。 市の権利が奪われるものではありません。	
	県域水道一体化は全ての水道についての課題を解決できることにつながるのか。	広域化による大きなメリットは説明会当日の資料にも明記していますが、広域化した後も、水道に関する課題が残るのも事実です。このような課題には引き続き対応していきますが統合によるデメリットよりも統合によるメリットの方がはるかに大きいことは前述したとおりです。	
	国や県が補助を行うことで、一体化（広域化）に誘導されているのでは。このやり方に問題を感じていないのか。	広域化は、たとえ国や県の補助がなくとも県域全体で水道施設の最適化や市町村域を越えた人的資源の有効活用が可能となるなど、その有利性は認められているところです。広域化が遅れれば遅れるほど、本市を含めた各自治体の経営状況は厳しさを増していくことが想定されており、水道料金の上昇は避けられない見込みです。 広域化を支え、より効果を発揮できる制度として、国や県からの補助を活用できることは、市民のことを考えても合理的であることから、国や県に誘導されているのではなく、市としての判断で広域化すべきと考えています。	
	大和郡山市の参加の見込みは。参加の場合のメリット、デメリットは。	大和郡山市については、現在企業団への参加についての協議が継続されています。大和郡山市が参加されることで、企業団全体の経営の安定や、緊急時における給水施設拠点の確保も可能となる見込みです。大和郡山市における投資規模については現在精査中とのことですが、参加されることにより、本市に大きなデメリットが生じることはないものと考えています。	
	一体化に今後、不参加となるような市町村はあるのか。	現在、企業団への参画について協議を続けている市町村は奈良県および本市を含めて、27団体となります。現時点では正式に不参加を表明されている団体はありません。	
	水道の一体化以外に検討した内容はあるのかどうか。	奈良市との連携案の検討参照ください。	質問⑤の②、回答を参照ください。

質問番号	ご質問の内容（要約）	回答	備考
⑦その他	一体化の後、民営化を含め、営業権の譲渡などがあるのではないか。	奈良県広域水道企業団は、地方自治法に定める「一部事務組合」として、構成団体である県および市町村が経営の主体となって水道事業を進めていく特別地方公共団体です。民営化やコンセッション方式を目指すものでないことは、奈良県広域水道企業団基本計画案に明記されています。	
	一体化後に、小さい市町村の面倒を見ることになるのでは。一体化後の実務運営の見通しはどのようになっているのか。	一体化は奈良市と生駒市が抜けた消防の広域化とは異なり、生駒市の水道施設のこれからの老朽化対策への有効な手段であるとの認識のもと参加協議を行っているものです。本市の老朽管（法定耐用年数）の率は33.4%（R2末）で県下では4位と高い状況です。 一体化後、企業団の事務所は、関係団体24の事務所を使用し、事業を継続していくこととなります。その後、業務の標準化、効率化を図りながら、令和16年度までを目途に5エリア程度への集約化を図ることが計画されています。各市町村では、今まで通り当該団体の職員が所管している区域の業務を担当することとなります。事務所の集約時には、事務所ごとにある程度の区域の範囲を担当することになるかと思いますが、統合当初は、各市町村の職員がそれぞれの業務を担当していくことには変わりはないものと考えます。	
	生駒市で単独で経営を続けることは考えられないのか。	今後も、単独で水道事業を続けていくことは可能です。しかしながら、今後の給水収益の減少や高度成長期に整備された大量の水道管路の更新時期を迎えるため、老朽化対策などに要する費用が増大していくことから、経営状況は非常に厳しくなることが想定されます。現在維持している水道料金は、単独経営でも引き上げが必要となります。人口減少時代を迎え、重要なライフラインである水道施設の在り方も、施設の集約化や最適化、ダウンサイジング等は避けては通れない問題です。 水道経営は、水道料金で成り立っています。単独経営を今後も続けることは可能ですが、一体化した場合と比べて高くなる水道料金負担は、今の世代だけではなく、将来世代にも有利にはならないものと考えています。	
	水道インフラの整備に健全経営は必要なのか。赤字でも大丈夫なために公営としているのではないのか。	水道事業の経営は、地方公営企業法に基づき独立採算を原則とします。経営に必要な費用は、利用者からの水道料金収入で賄われています。赤字であるから、市の一般会計から補填を受けられるというものではありません。経営努力を続けても赤字となれば、水道料金の上昇は避けられないこととなります。 本市はいままで、健全な経営を続けてきましたが、人口減少による料金収入の減少による給水収益の減少や、高度成長期に整備された大量の水道管路の更新時期を迎えるため、経営をより安定化させ安全で安価な水を継続してお送りするための取り組みが必要となっています。	
	技術職員の育成を怠ってきた解決策を一体化で行うということではないのか。	そもそも一体化の目的は技術職員不足の課題だけに対応するためのものではなく、水道の持続と強靭化を目指すものです。本市は職員の養成を怠ってきたわけでもありませんが、職員数は、本市水道事業においても業務の見直し、再編、統廃合、一部業務の民間委託への推進により段階的に減少してきました。今後もベテラン職員の退職が進むことから、技術の承継や適正な人員の確保と育成が急務となっています。新規職員の採用や、人事異動などにより対応を続けているところではあります。また、職場内研修の充実や職場外研修への参加などにより積極的な人材育成にも取り組んでいるところです。人材の育成には相当の時間を要すると考えますが、出来うる対策を継続していくことが必要不可欠であり、一体化後も全体の合理的な人員配置が必要と考えています。	
	県が、水道事業が苦しい市町村に資金援助していくことで対応できないのか。	県からの市町村への資金援助という形は、今の各団体ごとの水道事業の状況を継続することに繋がり、抜本的な解決策にはならないものと考えます。県域全体としての施設の統合や最適化にはつながらず、国の交付金対象にもならないことから、その市町村の経営はより悪化することが予想されます。また仮に資金援助ができたとしても、今後ますます補助額が増加することになると考えます。	
	奈良県水道局として運営せず、企業団として運営する理由は	企業団は、奈良県だけではなく、奈良県が各市町村に行っている水道用水供給事業と26の各市町村が行っている水道事業を統合して、一つの水道事業体＝水道企業団として経営することです。事業統合により、施設の最適化や効率化計画を進めていくことが容易となり、投資効果が高まるなど、多くの効果が見込まれることになります。	
	市が保有する剰余金の企業団への移管はあるのか。また資産や負債の差は市の収入になるのか。	企業団へ参加する場合、資産の引き継ぎについては、水道事業に伴い生み出された資産（資産・資本・負債）は全てこれを引き継ぐこととなります。全ての団体が持ち寄った資産をもとに、事業を実施する際の原資の一部とされ活用されます。 本市の現在の資産と負債の差でもある純資産額（約150億円）は、固有資産と経営によって蓄積してきた資本の合算です。その内容は現金とそれ以外の資産であり、現金については企業団への引継ぎ資金の大きさに応じて管路更新等の優先的な対応を図るルール化が予定されており、またそれ以外の資産については生駒市内で事業の用に供され続けていく資産であることから生駒市の純資産がいたずらに費消されるものではありません。	